

岩手県告示第246号

鳥獣保護区の存続期間の更新（令和5年岩手県告示第502号）で告示した宮古市宮古湾鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

令和6年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の宮古市宮古湾鳥獣保護区の区域 宮古市地内の国道45号と宮古市と下閉伊郡山田町の境界との交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み八木沢川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を下流に進み宮古湾の海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を北に進み閉伊川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を上流に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を北に進み閉伊川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を下流に進み宮古湾の海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を北に進み姉ヶ崎に至り、姉ヶ崎から閉伊崎を結ぶ線を南東に進み閉伊崎に至り、閉伊崎から宮古湾の海岸線を西に進みさらに南西に進み市道津軽石熊の平線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み津軽石川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を上流に進み市道駒形藤畑線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道新町藤畑線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道藤畑繋線との交点に至り、同点から同市道を南に進み宮古市と下閉伊郡山田町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、日出島鳥獣保護区を除く。）
- 2 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに沿岸広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部宮古保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。